平成２１年（フ）第５６号
新潟県阿賀野市保田3018番地の３
破産者　加藤　智之
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第５８号
新潟県新発田市真野原外1436番地３
破産者　田邉　悦子
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第６０号
新潟県新発田市真野原外1436番地３
破産者　田邉　和夫
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２０年（フ）第７０１号
静岡県藤枝市高柳２丁目７番29号
破産者　八木　栄俊
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３１９号
滋賀県栗東市下鈎1090番地１、事業所所在地　大津市桜野町２―13―23
破産者　ニシムラ設備こと　西村千代一
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９１号
滋賀県甲賀市土山町徳原83番地
破産者　安田　　滋
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１０５号
京都府京丹後市峰山町荒山1381番地の１
破産者　田村秀四郎
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第５０号
松江市淞北台５番18号
破産者　山﨑　　淳
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９号
熊本市保田窪３丁目17―15―203号
破産者　福田　儀一
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２０号
熊本市国府３丁目15番21号
破産者　福田八代生
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４１２号
熊本県合志市御代志1662番地47
破産者　浮穴　裕智
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５１２号
熊本県上益城郡御船町大字木倉6579番地
破産者　坂本加代子
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１８号
宮崎県都城市久保原町９街区３の16号
破産者　池田　和治
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１２８号
宮崎県西諸県郡高原町大字広原5414番地327
破産者　山下二三夫
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第２４２号
長崎県佐世保市熊野町５番24号
破産者　松井　義實
１　決定年月日　平成21年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第４３２８号
札幌市北区麻生町２丁目８番５号　ハーベスト麻生301号
破産者　中山　大志
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４０９号
開始決定時の住所北海道上川郡東川町北町５丁目５番４号
破産者　川名　健一
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４号
北海道旭川市10条通12丁目右２号
破産者　岡本　哲雄
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第４６５号
茨城県笠間市笠間975番地２
破産者　犬塚　　卓
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所